

議案第 1 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 について

令和 5 年 4 月 27 日提出 岩手県人事委員会 委員長 渡辺 正和

第 1 改正の趣旨

公平事務委託市町村等から、組織改編等に伴い内申があった職について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等として定める等所要の改正をしようとするものである。

第 2 改正の内容

- 1 公平事務委託市町村等から管理職員等の指定の内申があった職のうち、指定する必要のある職を規則別表中の当該公平事務委託市町村等の項に加える等所要の改正をすること。(別表第 1 関係)
- 2 既に管理職員等に指定されている職のうち、次に掲げるものを削ること。
 - ア 廃止された職(別表第 1 関係、別表第 2 関係)
 - イ 組織の現状、分掌事務及びその有する権限からみて指定しておくことが適当でない職(別表第 1 関係)

第 3 施行期日(附則関係)

公布の日から施行すること。

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 課 長 産業支援センター所長 総務課 の係長（人事、給与、サービス、職員団 体又は法規審査の事務を担当する者 に限る。） 財政課の係長 契約管 財課の係長（庁舎管理の事務を担当 する者に限る。） 秘書課の秘書係 長	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 <u>次 長 推進監</u> 課長 産業支援センタ ー所長 総務課の係長（人事、給与 、サービス、職員団体又は法規審査の事 務を担当する者に限る。） 財政課 の係長 契約管財課の係長（庁舎管 理の事務を担当する者に限る。） 秘書課の秘書係長
	[略]		[略]
[略]		[略]	
2・3 [略]		2・3 [略]	
4 北上市		4 北上市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 参 事 課長 所長 政策企画課の課長 補佐、秘書係長及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及 び人事厚生係長 都市プロモーション 課の課長補佐及び情報政策推進室 情報管理係長 財政課の課長補佐及 び財政係長 資産経営課の課長補佐 及び管財係長 保育指導副主幹	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 参 事 <u>技監</u> 課長 所長 政策企画課 の課長補佐、秘書係長及び行政経営 係長 総務課の課長補佐、法規文書 係長及び人事厚生係長 都市プロモ ーション課の課長補佐及び情報政策 推進室情報管理係長 財政課の課長 補佐及び財政係長 資産経営課の <u>主 幹、</u> 課長補佐及び管財係長 保育指 導副主幹
	[略]		[略]
[略]		[略]	
5 [略]		5 [略]	

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 <u>担当部長</u> 会計管理者 課長 室長 所長（地域包括支援センタ ーの所長に限る。） 総務課の課長 補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の副主幹（秘書の事務を 担当する者に限る。） 財政課の課 長補佐及び主査 <u>管財課の課長補佐</u>
	市民セ ンター	所長 <u>担当部長</u> 課長 室長
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 <u>担当課長</u> 学校総 務課の課長補佐
	[略]	
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	市長公室長 部長 特命部長 参事 会計管理者 部次長 副参事 課 長 <u>監</u> 技術担当課長 室長 秘書 課の課長補佐及び秘書係長 職員課 の課長補佐（人事又は給与の事務を 担当する者に限る。）、人事研修係 長及び給与厚生係長 総務課の課長 補佐及び法規文書係長 財政課の課 長補佐、財政係長、財政企画係長及 び管財係長
	[略]	
保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育 園、 <u>播</u> 沢保育園、興田保育園、猿沢 保育園、渋民保育園、千 <u>厩</u> 保育園、 奥玉保育園、松川保育園、 <u>川崎</u> 保育 園及び新沼保育園の園長に限る。）	
<u>こども</u>	[略]	

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 所 長（地域包括支援センターの所長に 限る。） 総務課の課長補佐、行政 文書係長及び職員係長 経営企画課 の副主幹（秘書の事務を担当する者 に限る。） 財政課の課長補佐及び 主査 <u>（予算及び庁舎管理の事務を担当 する者に限る。）</u>
	市民セ ンター	所長 課長 室長
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 <u>室長</u> 学校総務課 の課長補佐
	[略]	
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	市長公室長 部長 特命部長 <u>統括 監</u> 参事 会計管理者 部次長 <u>室 次長</u> <u>保健師長</u> 副参事 課長 <u>管 理監</u> 技術担当課長 室長 秘書課 の課長補佐及び秘書係長 職員課の 課長補佐（人事又は給与の事務を担 当する者に限る。）、人事研修係長 及び給与厚生係長 総務課の課長補 佐及び法規文書係長 財政課の課長 補佐、財政係長、財政企画係長及び 管財係長
	[略]	
保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育 園、 <u>播</u> 沢保育園、興田保育園、猿沢 保育園、渋民保育園、千 <u>厩</u> 保育園、 奥玉保育園、松川保育園及び新沼保 育園の園長に限る。）	
<u>認定こ</u>	[略]	

	園	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	部長 部次長 課長 <u>監</u> 教育総務課の課長補佐（人事及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び庶務係長 学校教育課の主幹
	小学校 及び中 学校	[略]
	図書館	[略]
	[略]	
[略]		

8 [略]

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、国土調査推進室及び生活支援室の室長に限る。） <u>総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長</u> 財政課の財政係長
	[略]	
[略]		

10 二戸市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 副局長	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 秘書人事課の <u>秘書人事係長</u> 総務課の財産管理係長及び行政係長 財政課の財政係長
	[略]	
福祉事 務所	[略]	

	ども園	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	部長 <u>参事</u> 部次長 <u>副参事</u> 課長 <u>推進監</u> 教育総務課の課長補佐（人事及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び庶務係長 学校教育課の主幹
	小学校 及び中 学校	[略]
	幼稚園	<u>園長（真滝幼稚園の園長に限る。）</u>
	図書館	[略]
	[略]	
[略]		

8 [略]

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、国土調査推進室及び生活支援室の室長に限る。） <u>総合政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）</u> 及び <u>秘書係長</u> 総務課の課長補佐、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]	
[略]		

10 二戸市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 副局長 <u>次長</u>	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 秘書人事課の <u>秘書係長、人事係長及び給与厚生係長</u> 総務課の財産管理係長及び行政係長 財政課の財政係長
	[略]	
福祉事 務所	[略]	

	診療所	[略]
	[略]	
[略]		

11 [略]

12 奥州市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 課長 <u>主幹（行政経営室の主幹に限る。）</u> 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） <u>秘書係長</u> 、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

13 滝沢市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

14 雫石町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 <u>室長</u> 推進監 <u>保健師長</u> 総務課の課長補佐、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 <u>政策推進課</u> の課長補佐及び財政

	健康福 祉支援 センタ ー	所長
	診療所	[略]
	[略]	
[略]		

11 [略]

12 奥州市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 課長 <u>未来羅針盤課の秘書係長</u> 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

13 滝沢市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 <u>室長</u> 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

14 雫石町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 <u>子ども子育て支援室長</u> 推進監 総務課の課長補佐、 <u>副主幹（秘書、人事、給与、服務、職員団体、法規審査又は庁舎管理</u>

		係長
	[略]	
[略]		

15・16 [略]

17 紫波町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 副課長（総務課及び財政課の副課長に限る。） 総務課の職員係長 財政課の財政調整係長
	[略]	
[略]		

18 矢巾町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	政策推進監 会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長
教育委 員会の 事務局 等	事務局	課長
	[略]	
[略]		

19～24 [略]

25 岩泉町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	こども 園	[略]
	[略]	
[略]		

26・27 [略]

		の事務を担当する者に限る。）、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 総合政策課の課長補佐、副主幹（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	[略]	
[略]		

15・16 [略]

17 紫波町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の財政調整係長
	[略]	
[略]		

18 矢巾町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	政策推進監 会計管理者 課長 出納室長 総務課の課長補佐及び係長（人事、給与、サービス及び職員団体の事務を担当する者に限る。）
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 課長
	[略]	
[略]		

19～24 [略]

25 岩泉町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	認定こ ども園	[略]
	[略]	
[略]		

26・27 [略]

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の	[略]	
事務部 局	保育園	園長（ <u>花のまち軽米こども園、小軽米保育園及び晴山保育園の園長に限る。</u> ）
	健康ふ れあい センタ 二	所長
[略]		

29～31 [略]

32 一戸町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐
[略]		

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～7 [略]

8 岩手県沿岸知的障害児施設組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 次長

- 9 [略]
- 10 [略]
- 11 [略]
- 12 [略]
- 13 [略]
- 14 [略]
- 15 [略]
- 16 [略]
- 17 [略]

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の	[略]	
事務部 局	保育園	園長
	認定こ ども園	園長
[略]		

29～31 [略]

32 一戸町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 <u>室長</u> 主幹 総務課の課長補佐
[略]		

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～7 [略]

- 8 [略]
- 9 [略]
- 10 [略]
- 11 [略]
- 12 [略]
- 13 [略]
- 14 [略]
- 15 [略]
- 16 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。